

第2回
焼津市景観審議会議案

日 時 令和5年8月28日（月）

午後2時20分から

会 場 焼津市役所本庁舎7階第3委員会室

第2回焼津市景観審議会議案一覧

番 号	件 名	決定者	頁
議案第1号	焼津市景観審議会会長及び副会長の選出について	審議会	1～4
議案第2号	良好な景観形成の「実現に向けた取組み」に関する評価・検証について（諮問）	焼津市	5 別紙1
議案第3号	焼津らしい景観地における定点観測による評価について（諮問）	焼津市	6 別紙2
報告第1号	景観法の届出件数について	焼津市	別紙3

議案第 1 号

焼津市景観審議会会長及び副会長の選出について

焼津市景観審議会委員名簿

任期：令和5年8月28日から令和7年8月27日（2年間）

番号	区分	分野	氏名	職名等	備考
1	学識経験者	建築計画 (色彩等)	かんたけ しんいち 寒竹 伸一	公立大学法人静岡文化芸術大学 副学長 大学院デザイン研究科特任教授	
2	学識経験者	自然	あさみ かよ 浅見 佳世 (女性)	学校法人常葉大学 社会環境学部社会環境学科教授	
3	関係団体	建築	いわくら 岩倉 ひとみ (女性)	一般社団法人志太建築士会 (女性部会)	
4	関係団体	商工	いしがみ ともこ 石上 智子 (女性)	焼津商工会議所 (女性会会長)	
5	関係団体	商工	なかの としみつ 中野 俊光	大井川商工会 事務局 会長	
6	関係団体	歴史文化	やぎ かつゆき 八木 勝行	焼津市文化財保護審議会 委員	
7	市民	—	はやかわ たけし 早川 猛	自治会連合会副会長	

第 8 章 焼津市景観審議会

（焼津市景観審議会）

第 30 条 この条例に定める事項のほか、市長の諮問に応じ、景観の形成に関する事項を調査審議するため、焼津市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、15 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）学識経験を有する者

（2）各種関係団体の構成員

（3）市民

（4）前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会は、次に掲げる事項に関し助言及び提言を行う。

（1）市の景観まちづくりに関すること。

（2）まちづくり事業等における景観の形成に関すること。

（3）景観計画に関すること。

（4）前 3 号に掲げるもののほか、景観の形成に関すること。

5 前 4 項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（景観審議会の会長及び副会長）

第 31 条 焼津市景観審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、審議会の委員（以下「委員」という。）の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総括し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 32 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第 33 条 会議は、公開とする。ただし、会長又は委員の発議により、出席した委員の過半数をもって議決したときは、非公開とすることができる。

（審議会の庶務）

第 34 条 審議会の庶務は、条例を所管する課において処理する。

議案第2号

良好な景観形成の「実現に向けた取組み」に関する評価・検証について、下記のとおり焼津市長より意見を求められていますので、審議願います。

令和5年8月18日提出
焼津市景観審議会
会長

焼65-100号
令和5年8月18日

焼津市景観審議会会長

焼津市長 中野 弘道

良好な景観形成の「実現に向けた取組み」に関する評価・検証について（諮問）

このことについて、焼津市景観まちづくり条例第30条第4項の規定に基づき、貴審議会に意見を求めます。

議案第3号

焼津らしい景観地における定点観測による評価について、下記のとおり焼津市長より意見を求められていますので、審議願います。

令和5年8月18日提出
焼津市景観審議会
会長

焼65-101号
令和5年8月18日

焼津市景観審議会会長

焼津市長 中野 弘道

焼津らしい景観地における定点観測による評価について（諮問）

このことについて、焼津市景観まちづくり条例第30条第4項の規定に基づき、貴審議会に意見を求めます。